

議案第28号

養父市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月25日提出

養父市長 大林 賢一

養父市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>第4項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ</u>て規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ</u>、支給単位期間につき、<u>それぞれ次に定める額</u>（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p><u>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル未満である職員 1,000円</u></p>

- イ 使用距離が片道2キロメートル以上3キロメートル未満である職員 2,100円
- ウ 使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 2,900円
- エ 使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員 3,700円
- オ 使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員 4,500円
- カ 使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,800円
- キ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
- ク 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円
- ケ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円
- コ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円
- サ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円
- シ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円
- ス 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

(3) (略)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

セ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

ソ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

タ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

チ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

6 （略）

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 （略）

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 （略）

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 （略）

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。